

特別養護老人ホームの「特例入所者」の取扱いについて

1、入所申込み時における松江市（保険者）への報告と意見照会

- (1) 施設は、要介護1又は要介護2の方から入所申込みがあった場合には、入所申込者に対して、入所申込書に居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由を記載するよう求めること。
- (2) 施設は、要介護1及び要介護2の方から入所申し込みを受けた場合、以下の書類を添えて松江市（保険者）に報告するとともに、当該入所申込み者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見を求めること。

【報告時の必要書類】

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所申込み時）〔様式1〕
 - ② 入所申込書〔各施設の様式〕
 - ③ 介護支援専門員意見書等〔各施設の様式〕
- (3) 松江市（保険者）は、(2)の意見照会に対し、施設からの上記報告を受け、保険者としての意見を文書で回答する。

【特例入所対象者と認められる者】

- ア、認知症であるものであって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ、家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ、単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2、特例入所対象者の入所決定時における松江市（保険者）への再照会

- (1) 施設は、要介護1及び要介護2の者の入所を決定する際には、改めて松江市（保険者）へ特例入所対象者と認められるか否かについて意見を求めること。

【入所決定時の必要書類】

- ① 特例入所者についての意見照会書（入所決定時）〔様式2〕

- (2) 松江市（保険者）は、(1) の意見照会に対し、保険者としての意見を文書で回答する。
- (3) 施設は、入所検討委員会において、(2) の回答を踏まえ、入所についての判断を行うとともに、入所を決定した場合は特例入所者として松江市（保険者）へ報告すること。
※報告は任意の様式により文書で行う。

3、その他

- (1) 市外からの入所申込者の特例入所対象者の判断にあたっては、入所申込者の保険者の取扱いに従うこと。
- (2) 入所申込者が入院等により認定期限切れや申請中の場合、虐待等により明らかに施設入所を要する状態だが認定未申請の場合等、認定結果を待たずに入所申込みをする必要がある場合は、特例入所対象者と同様の取扱いを行うこととする。（ただし、これらの者が入所決定時に要介護 3 以上の認定を受けている場合は、特例入所対象者とはしない。）
- (3) 今後国からの様式等が示されたときは、それに従い様式等を見直すこととする。